

追加型投信／内外／債券

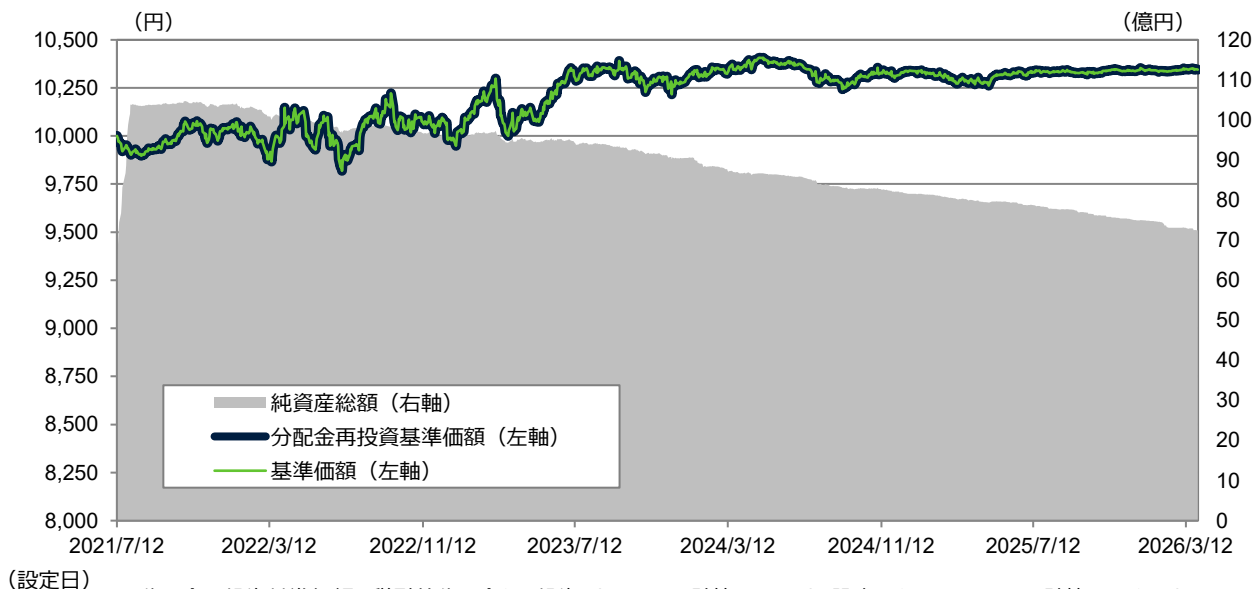
作成基準日：2026年3月31日

ファンドの目的	主として先進国の企業が発行する米ドル建て債券に投資し、信託財産の成長を目指します。
設定日	2021年7月12日
信託期間	2026年8月10日まで
決算日	原則8月10日（休業日の場合は翌営業日）
運用管理費用（信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.858%（税抜0.78%）。

## ■ファンドの情報

基準価額	10,345円
純資産総額	7,247(百万円)

## ■基準価額と純資産総額の推移



## ■基準価額（分配金再投資基準価額）の騰落率

	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
ファンド	0.05%	-0.08%	0.15%	0.68%	2.98%	3.45%

\* 騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

\* 税引前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。

\* 基準価額は信託報酬控除後の価額です。信託報酬率については上記「信託報酬」欄をご参照ください。

## ■分配実績（1万口当たり、税引前）

決算期	分配金
第1期(2022年8月10日)	0円
第2期(2023年8月10日)	0円
第3期(2024年8月13日)	0円
第4期(2025年8月12日)	0円

設定来累計 | 0円

\*運用状況によっては分配金が支払われない場合があります。

追加型投信/内外/債券

作成基準日：2026年3月31日

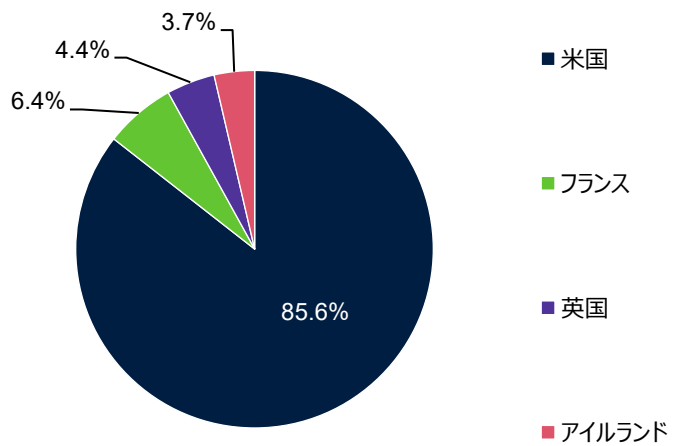
### ■ 為替ヘッジコスト・平均最終利回り (構築時ベース\*1)

平均最終利回り (為替ヘッジ前) 2.73%	—	為替ヘッジコスト 1.23%	=	平均最終利回り (為替ヘッジ後) 1.50%
---------------------------	---	-------------------	---	---------------------------

### ■ ファンドの特性

平均残存年数	0.38年
平均デュレーション	0.37年
平均スプレッド (bps)	47
銘柄数	22
平均格付*2	AA-

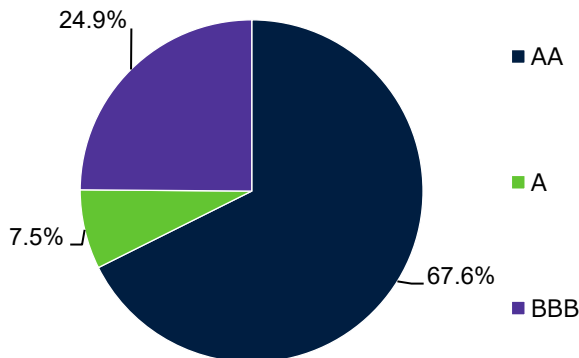
### ■ 国・地域別組入比率



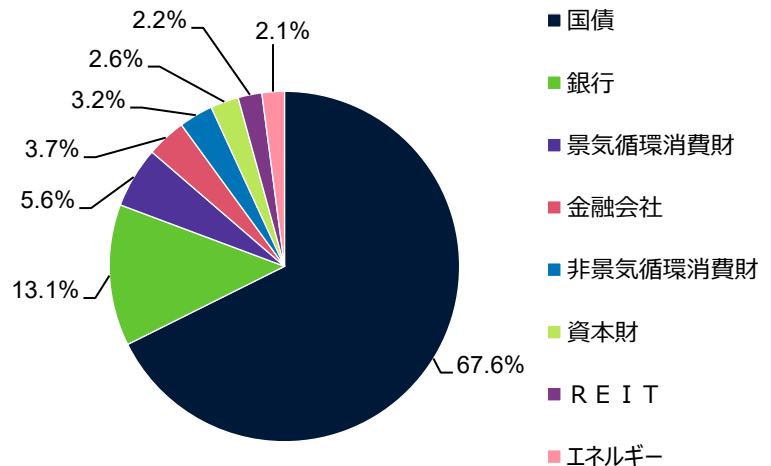
### ■ 資産構成比率

内訳	比率
社債	52.9%
国債	110.7%
キャッシュ等	-63.7%
合計	100.0%

### ■ 格付別組入比率\*2



### ■ 業種別組入比率



出所：シュローダー・グループ、BRS Aladdin、およびBloomberg Finance L.P.のデータを基にシュローダー・インベストメント・マネジメント作成。

※ 国・地域は発行体のブルームバーグによるカントリーリスク対象国に基づいて記載。業種は組入資産のブルームバーグ業種(BICSレベル3)に基づいて記載。

※ 資産構成の組入比率は、純資産総額比です。

※ 格付別、国・地域別、業種別組入比率は、組入証券部分を100%とした場合の比率です。

※ 組入比率グラフについては、四捨五入により合計が100%にならない場合があります。

\* 1ポートフォリオ構築時(2021年7月12日～8月3日)ですが、運用状況によりポートフォリオの状況が変わる可能性があります。為替ヘッジコストは米ドルの対円での長期金利差に市場で実際に取引する際にかかる長期のベースコストを加味したヘッジコストです。信託報酬等ファンドの費用を控除していません。

\* 2スタンダード&プアーズ、フィッチ・レーティングス、ムーディーズで格付けが取得できない銘柄については、弊社の内部格付けを使用しております。平均格付は、それらの情報を基に最高格付けを加重平均したものであり、当該ポートフォリオ自体の信用格付ではありません。

追加型投信／内外／債券

作成基準日：2026年3月31日

## ■ 組入上位10銘柄

銘柄	国・地域	業種	通貨	比率
米国国債 1.875% 2026/7/31	米国	国債	米ドル	35.6%
米国国債 4.50% 2026/7/15	米国	国債	米ドル	30.0%
米国国債 1.875% 2026/6/30	米国	国債	米ドル	11.0%
米国国債 4.875% 2026/5/31	米国	国債	米ドル	10.0%
米国国債 2.125% 2026/5/31	米国	国債	米ドル	9.3%
米国国債 1.625% 2026/5/15	米国	国債	米ドル	6.1%
アポロン・ホールディングス・ファンディング 4.375% 2026/5/1	アイルランド	金融会社	米ドル	6.0%
パークレイズ 5.20% 2026/5/12	英国	銀行	米ドル	5.9%
B N P パリバ 4.375% 2026/5/12	フランス	銀行	米ドル	5.5%
米国国債 0.75% 2026/4/30	米国	国債	米ドル	5.3%

出所：シュローダー・グループ、BRS Aladdin、およびBloomberg Finance L.P.のデータを基にシュローダー・インベストメント・マネジメント作成。

※ 国・地域は発行体のブルームバーグによるカントリーリスク対象国に基づいて記載。業種は組入資産のブルームバーグ業種(BICSレベル3)に基づいて記載。

※ 組入上位銘柄の各組入比率は、純資産総額比です。

## ■ 月次コメント

## &lt;市況&gt;

3月のグローバル債券市場は、利回りが上昇しました。2月末に米国とイスラエルがイランへの攻撃を開始しました。イランは周辺国の米軍関連施設やエネルギーインフラを攻撃し、過去の事例よりも広範かつ攻撃的に対応しました。また、石油や液化天然ガス（LNG）が日々通過するホルムズ海峡の事実上の封鎖を受けて原油価格が急騰し、世界的にインフレ懸念が高まりました。米国では年内の利下げ期待が急速に後退し、米国債利回りは短中期を中心に大幅に上昇しました。月後半にかけても、米国が提示した停戦案をイランが拒否し、紛争の長期化への懸念が高まるなか、利回りの上昇基調が継続しました。欧州については、エネルギー価格上昇の影響がより深刻となるとの懸念から、欧州中央銀行（ECB）による利上げ観測が高まり、ドイツ国債利回りが上昇しました。短期部分の利回り上昇幅は米国を上回りました。また、フランスおよびイタリア国債のドイツ国債に対する上乗せ利回りも拡大しました。英国についても、これまでの利下げ期待が剥落し、利上げを迫られるとの見方を背景に一時英国10年債利回りが2008年以来初めて5%に達する場面がありました。月を通しても、英国債利回りは米欧を上回る上昇となりました。3月の国債市場では、米国10年債利回りは3.96%から4.32%、ドイツ10年債利回りは2.65%から3.00%、英国10年債利回りは4.30%から4.92%に上昇しました。このような中、クレジット市場については、投資適格社債およびハイイールド社債はいずれも下落しましたが、対国債超過リターンについては、投資適格社債が+0.44%、ハイイールド社債については+1.19%となり、いずれも国債市場をアウトパフォームしました。

## &lt;運用状況と今後の見通し&gt;

当月末の時点での債券の組入比率\*は163.7%、時価ベースでの平均最終利回りは6.58%でした。

- ◆ 格付け別には、投資適格債比率が100%。
- ◆ 国／地域別には、米国が85.6%、欧州（英国含む）が14.4%（キャッシュ等を除く）。
- ◆ セクター別には、銀行、景気循環消費財、金融などを中心とした組入れ（国債を除く）。

当月末時点のポートフォリオについては、平均デュレーションは0.37年、ポートフォリオの平均格付はAAとしています。今後もグローバルの経済動向を見極めつつ、保有銘柄の信用リスク状況を注視したポートフォリオ運営を継続します。

\*ファンド計理上、組入れ資産が100%以上として算出されることがあります。

## ■ ファンドの目的

主として先進国の企業が発行する米ドル建て債券に投資し、信託財産の成長を目指します。

## ■ ファンドの特色

### ① 先進国\*の企業が発行する米ドル建て債券を主要投資対象とし、安定的なインカム収入の確保による信託財産の成長を目指します。

\*先進国とは、IMF(国際通貨基金)の定義する先進国・地域に準拠する国・地域をいいます。

■原則としてファンドの信託期間(約5年)内に満期日を迎える債券に投資し、満期日まで保有することとします。ただし、運用者の判断により満期前に売却することがあります。

■ファンド設定時\*に保有する債券の取得時における平均格付は投資適格(BBB-)以上とします。

\*ファンド設定当初のポートフォリオ構築が完了するまでの一定期間を指します。

■信託期間中に満期を迎えた場合には、ファンドの償還日前に満期を迎える別の債券や短期金融商品等への再投資を行います。

### ② 信託期間約5年の限定追加型の投資信託です。

■ファンドは2026年8月10日を償還日とする信託期間約5年の投資信託です。

■ファンドの購入の申込みは、2021年7月30日までの間に限定して受け付けます。

### ③ 組入外貨建資産について、為替ヘッジにより対円での為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

■ファンド設定時\*に約5年の信託期間に応じた長期間の為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減と為替ヘッジコストの変動リスクの抑制を目指します。

\*ファンド設定当初のポートフォリオ構築が完了するまでの一定期間を指します。

※長期間の為替ヘッジにより為替変動リスクおよび為替ヘッジコストの変動リスクを完全に排除できるものではありません。

■為替ヘッジには長期の為替予約取引を使用し為替ブローカーとの間で担保差入れを行うことで、ヘッジ取引が履行されなかった場合のカウンターパーティーリスク\*を低減します。

\*取引の相手方(カウンターパーティー)が破綻した場合などに契約が履行されずに損失を被るリスクのことをいいます。カウンターパーティーリスクは完全に排除できるものではありません。

### ④ 運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インクに有価証券等\*の運用の指図に関する権限を委託します。

\*有価証券等とは、先進国の企業が発行する米ドル建て債券や先進国の国債に加えて残存期間の短い他の債券や短期金融商品を含みます。

■創業以来200年以上の歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループ、シュローダーの経験豊富な運用プロフェッショナルが運用を行います。

## ■ 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

- 組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。  
したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

## 金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には債券の価格は下落します。債券の満期までの期間が長いほど金利変動の影響を大きく受け、債券の価格変動が大きくなる傾向があります。債券が満期日前に償還された場合、より利回りの低い債券への再投資が行われる等、当初見込まれていた収益が得られない場合があります。これらの要因により債券の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

## 信用リスク

一般に発行体の信用度が低いほど利回りが高くなりますが、信用リスクが大きくなり、債券価格の変動幅が大きくなります。債券の発行体の財務状況の悪化、経営不振、またはそれが予想された場合、その他、信用度に関する外部評価が悪化した場合、債券価格の下落要因となります。債券の発行体が債務不履行に陥った場合、投資元本が回収できなくなる可能性が高くなります。これらの要因により債券の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

## 為替変動リスク

組入外貨建資産については、公社債等の価格変動のほか、当該資産の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、為替変動リスク軽減のために、原則として対円での為替ヘッジを行います。この場合、通常、円の金利が為替ヘッジ対象通貨の金利と比べて低い場合には、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が下落する要因となります。また、為替変動等を受けて組入外貨建資産の価格が上昇した場合、ヘッジ比率を維持するために追加で価格上昇分に対する為替ヘッジを行うため、追加の為替ヘッジに伴うコストがかかり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。為替ヘッジにより為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

デリバティブ  
取引のリスク

組入外貨建資産においてはデリバティブ（先物、オプション、スワップ等の金融派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などの影響を受け、デリバティブが参照する原資産（証券、金利、通貨、指数等）の価格変動に伴い変動しますが、原資産の価格変動と比べてより大きく価格変動・下落することがあります。また、取引先リスク（取引相手の倒産などにより取引が実行されないこと）により損失を被る可能性があります。デリバティブの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

## ■ 投資リスク

カントリー・  
リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合等には、投資元本の回収が困難になったり、投資する有価証券等の価格が下落することがあり、基準価額の下落要因となります。

## 流動性リスク

公社債等を売買する際、市場規模が小さい、取引量が少ない等、流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場の場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## [収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

## [現金等の組入に関する留意事項]

信託期間末のみならず期中において、市場動向等によっては、短期金融資産や現金の組入比率が高まり、その他の投資対象資産の組入比率が低下する場合があります。

## [公社債の再投資に関するリスクおよび留意点]

ファンドの信託期間内に満期日を迎える公社債の償還金等については、ファンドの信託期間内に満期日を迎える別の公社債に再投資することを目指します。ただし、当該公社債は、当初投資した公社債に比べ、低利回りのものである可能性があります。また、市場、発行動向によっては公社債への再投資ができない可能性があり、その場合は、主に残存期間の短い他の債券や短期金融商品等への投資を行います。その結果、ファンドの償還日が近づくにつれてファンド全体の利回り水準が低下することがあります。

## ■ リスクの管理体制

運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。

## ファンドの費用

## 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	当初申込期間においては1口当たり1円に、継続申込期間においては購入申込日の翌営業日の基準価額に <b>1.10% (税抜1.00%) を上限</b> として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。
信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。 ※受益者の公平を図るため、ファンドを解約される受益者の解約代金から差し引いて信託財産に繰り入れる金額です。

## 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率0.858% (税抜0.78%)</b> 。 運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6カ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
	配分(年率/税抜)	役務の内容	
	委託会社	0.40%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等
	販売会社	0.35%	運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等
	受託会社	0.03%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等
委託会社の配分には、運用委託先であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インクに対する報酬が含まれています。			
その他の費用・手数料	法定書類の作成等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等 ファンドの純資産総額に対して <b>年率0.11% (税抜0.10%) を上限</b> とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6カ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。  組入る有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用等 ファンドからその都度支払われます。 ※運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。		

※上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

追加型投信／内外／債券

作成基準日：2026年3月31日

## ■ 手続・手数料等

換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。 ※申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金申込不可日	申込日当日が次のいずれかの場合には、換金の申込みは受付けません。 ■ 国内の休業日 ■ ロンドン、ニューヨークの証券取引所の休業日 ■ ロンドン、ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。
換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事情*が生じた場合には、ファンドの購入・換金の各申込みの受付を中止すること、あるいは、すでに受付けた各申込みの受付を取り消すことがあります。 * 投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等
信託期間	2026年8月10日まで（2021年7月12日設定）
繰上償還	受益権口数が25億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年8月10日（休業日の場合は翌営業日） 初回決算日は2022年8月10日
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 販売会社との契約によっては、再投資が可能です。 なお、分配を行わない場合があります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 ■ 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ■ 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

## ■ ファンドの関係法人

委託会社：シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第90号

加入協会／一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

販売会社：三菱UFJ信託銀行株式会社 [募集の取扱い等]

登録金融機関 関東財務局長（登金）第33号

加入協会／日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人資産運用業協会

## ■ 本資料に関するご留意事項

本資料は、ファンドの運用状況に関する受益者への情報提供を目的としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が作成したものであり、法令に基づく開示書類ではありません。本資料は当ファンドの売却ならびに他商品の購入申し込みを推奨・勧誘するものではありません。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息が保証されている商品ではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託は、銀行等登録金融機関でお申込みいただいた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。本資料記載の内容は作成時点におけるものであり、市場環境やその他の状況等によって将来予告なく変更する場合があります。本資料は、弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性あるいは完全性についてはこれを保証するものではありません。